

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
府民文化部 都市魅力創造局	<p>改修工事について、資産と費用の区分を誤っていたことから、本来計上すべきでない金額が公有財産台帳に登録されており、財務諸表上の費用が過少に、固定資産が過大となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年6月24日（検査日：令和4年6月24日）</p> <table border="1" data-bbox="510 594 1302 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 594 1056 663">工事名称</th> <th data-bbox="1056 594 1302 663">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 663 1056 835">大阪府立国際会議場空調設備改修工事</td> <td data-bbox="1056 663 1302 835">138,480,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立国際会議場空調設備改修工事	138,480,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            (台帳価格)            第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。            (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」            (固定資産計上の基本方針)            3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府立国際会議場空調設備改修工事	138,480,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月6日から同月19日まで）